

児童手当制度が一部改正になります

令和6年10月1日から、児童手当制度の改正により次のとおり変更になります。
支給開始・支給額の変更は12月支給分(10月～11月分)からです。

●公務員の方は取り扱いが異なる場合がありますので、勤務先へご確認ください。

★改正内容について

改正内容	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
① 所得制限	所得制限あり	所得制限なし
② 支給対象	中学校修了前までの児童を養育している方(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	高校生年代までの児童を養育している方(18歳の誕生日後最初の3月31日まで)
③ 手当月額	【3歳未満】 一律:15,000円 【3歳以上小学校修了まで】 第1子・第2子:10,000円 第3子:15,000円 【中学生】 一律:10,000円 【特例給付】 一律:5,000円 【所得上限限度額以上の方】 支給なし	【3歳未満】 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 【3歳以上高校生年代まで】 第1子・第2子:10,000円 第3子:30,000円
④ 支払月	年3回 (各前月までの4か月分を支給) ・2月支給 ⇒11月～1月分 ・6月支給 ⇒2月～5月分 ・10月支給⇒6月～9月分	年6回 (各前月までの2か月分を支給) ・12月支給⇒10月～11月分 ・2月支給⇒12月分～1月分 ・4月支給⇒2月分～3月分 ・6月支給⇒4月分～5月分 ・8月支給⇒6月分～7月分 ・10月支給⇒8月分～9月分
⑤ 第3子のカウント対象	高校卒業までの子を第1子としてカウント(18歳到達後の最初の年度末まで)	左記に加え、児童手当受給者に経済的な負担がある大学生年代までの子を第1子としてカウント(18歳年度末から22歳年度末まで)

お問い合わせ先:三沢市役所市民課 管理係 0176-53-5111(内線 237)